

【重要】必ずお読みください

作成した申請書等への記名・職印押印について

～ 行政書士法施行規則第9条第2項を遵守しましょう!! ～

大阪府行政書士会では、非行政書士排除及び行政書士法の遵守の観点から、大阪府に以下に記した要望を行った結果、平成28年1月18日付で大阪府総務部長より大阪府の各部局長等あてに別紙のとおりこれらを徹底するようにとの通知がなされました。

1. 許認可の申請様式がダウンロードできるホームページ等において、「行政書士でない者が他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは行政書士法違反となる」旨の記載
2. 申請書類の表紙などに書類作成に係る代理人行政書士の記名押印欄を設けるなどの対策
3. 当該通知の遵守徹底の確認

今後は、別紙通知を受けて大阪府の各部署の窓口において、申請（届出）時に、その書類作成に係る行政書士の記名押印についての確認が徹底されることとなります。

これにより本人以外で行政書士でない者が作成した書類を窓口に提出することを抑止し、非行政書士による書類作成、代行の横行を防ぐことに繋がります。

同時に、行政書士もその職務意識を高め、法令遵守を徹底しなければなりません。

作成した申請書等に記名・押印箇所がある場合は指定箇所に、記名・押印箇所がない場合は、申請書等の枠外・欄外の適切な余白部分に記名のうえ職印を押印してください。

会員の皆様におかれましては本通知の趣旨をご理解の上、行政書士法施行規則の遵守をお願いいたします。

<参考>

行政書士法 第19条第1項

行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。

行政書士法施行規則 第9条第2項

行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。

市 第 4009 号
平成 28 年 1 月 18 日

各 部 局 長 様
各 出 先 機 関 の 長 様
各 行 政 委 員 会 事 務 局 長 様

総 務 部 長

非行政書士による違法行為の排除について（通知）

標記については、平成 22 年 2 月定例府議会において採択された「府の機関における行政書士制度の理解及び行政書士法等の遵守徹底に関する請願」を受け、同年 4 月 21 日付け市第 1199 号にて、行政書士法に関する諸事項の遵守徹底について、貴職あて通知したところです。

関係所属におかれましては、申請窓口における啓発ポスターの掲示やプレートの設置等にご協力いただいているところですが、非行政書士による違法行為を放置することは、府民に損害を与えかねませんので、非行政書士による違法行為の排除を徹底するため、下記に掲げる事項をはじめ、平成 22 年の通知の趣旨を再度ご確認ください、所属職員に対するご指導をよろしく願います。

記

- 許認可等の申請様式が取得できる本府ホームページ等において、「行政書士法では、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを禁止している」旨を記載するなど、行政書士制度の周知（行政書士法第 1 条の 2 第 1 項、第 19 条第 1 項）
- 書類作成に係る代理人行政書士の申請書類への記名押印の確認についての徹底（行政書士法施行規則第 9 条第 2 項）

【参考】

行政書士法

第一条の二第一項

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

第十九条第一項

行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

行政書士法施行規則

第九条第二項

行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。

担当：市町村課行政グループ
平井（内線 2210）